

公益財団法人 電磁応用研究所

役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人電磁応用研究所(以下「本研究所」という。)定款第12条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本研究所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与、退職慰労金その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をさす。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 本研究所は、役員等の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2. 常勤役員には、(別表)常勤役員俸給表に基づく役員報酬を支払うこととし、個別に本人と協議のうえ支払い方法等の詳細を決定する。
3. 監事の業務に対する報酬額は評議員会で決める。
4. 非常勤役員等の報酬は会議の出席ごとに5千円を支給する。
5. 役員等に対して、本研究所より特別の任務を委嘱した場合に限り、第4条で規定する謝金を支給することができる。
6. 役員賞与は支給しない。
7. 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第7条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(謝金)

第4条 役員等が理事長よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給する。

- 2 役員等が定款第36条4項の研究会の構成員になって研究業務を分担し貢献した場合は、その貢献の度合いに応じて当該研究科目の予算に経常される所定の費用のうちから謝金を支給することができる。貢献の度合いの評価は委員会で行う。

(退職慰労金)

第5条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職慰労金は、在職期間1年度ごとに、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当

する金額を合算して得られた額を上限として、理事長が理事会の承認を得て決定する。ただし、在職の期間が通算8年を超える場合は、在職期間の算定は8年間(報酬月額8ヶ月分)を上限とする。

(費用)

第6条 本研究所は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2. 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

3. 非常勤役員等の会議に出席のための交通費は鉄道、バス、タクシーによる実費を精算するものとする。ただしタクシー代は5千円を上限とする。

4. 遠距離からの交通費は通常の経路の交通機関の費用とする。通常の経路に新幹線及び飛行機は含まれるものとする。

5. 職務の遂行のために宿泊が必要と認められる場合は、宿泊費を支給することができる。

(公表)

第7条 本研究所は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成.24年11月12日評議員会議決)

(別表) 常勤役員俸給表(単位:円)

号報	月額	号報	月額	号報	月額
—		10	¥220,000	20	¥420,000
1	¥40,000	11	¥240,000	21	¥440,000
2	¥60,000	12	¥260,000	22	¥460,000
3	¥80,000	13	¥280,000	23	¥480,000
4	¥100,000	14	¥300,000	24	¥500,000
5	¥120,000	15	¥320,000	25	¥520,000
6	¥140,000	16	¥340,000	26	¥540,000
7	¥160,000	17	¥360,000	27	¥560,000
8	¥180,000	18	¥380,000	28	¥580,000
9	¥200,000	19	¥400,000	29	¥600,000

常勤の役員は毎週3日以上、または毎月12日以上勤務するものとする。

参考:公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

(報酬等)

第20条 公益法人は、第5条第13号に規定する報酬等の支給の基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。

2 公益法人は、前項の報酬等の支給の基準を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。